

届出について

届出について	届出種類	添付書類	提出期限
公害防止統括者又は代理者の選任及び死亡・解任を行った時	公害防止統括者(代理者)選任、死亡・解任届出書		選任、解任した日から30日以内
公害防止管理者又は代理者の選任及び死亡・解任を行った時	公害防止管理者(代理者)選任、死亡・解任届出書	資格を有するものであることを証する書面	選任、解任した日から30日以内
公害防止主任管理者又は代理者の選任及び死亡・解任を行った時	公害防止主任管理者(代理者)選任、死亡・解任届出書	資格を有するものであることを証する書面	選任、解任した日から30日以内
特定事業者について相続又は合併があったとき	承継届	その事実を証する書面	遅延なく

※提出部数は2部(正・副)です。

※市に提出を行う特定事業者は次のとおりです。

- (1)大気関係施設のうち、一般粉じん発生施設
- (2)水質関係施設
- (3)騒音関係施設
- (4)振動関係施設

注意) ただし、これらの施設を設置している特定事業者で、大気関係施設(一般粉じん発生施設を除く)、あるいはダイオキシン発生施設を有している場合は、騒音関係等の施設を設置している場合でも神奈川県への提出になります。